



## コロナ差別

感染したひとへの「おだいに」  
暮らしを支えてくれるひとたちへの「ありがとう」  
あなたの気持ちを届けよう。

私たちはシトラスリボンプロジェクトに賛同しています。



### 目次

#### 第1特集 インターネットと人権

##### 巻頭言

「インターネットのパワーと人権」  
～ネットのパワーに振り回されないように～ 2・3

群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者  
支援等に関する条例の概要について 4

インターネット上の誹謗中傷相談窓口の  
開設について 5

#### 第2特集 新型コロナウイルス感染症と人権

新型コロナウイルス感染症と人権への配慮  
シトラスリボンプロジェクト 6・7

##### インフォメーション

人権啓発 in ぐんま開催  
ぐんまパートナーシップ宣誓制度の導入 8

ぐんま人権情報誌

絆 きずな  
[kizuna]

VOL.26  
2021

# 巻頭言



## 「インターネットのパワーと人権」

～ ネットのパワーに振り回されないように ～

NPO法人ぐんま子どもセーフネット活動委員会 インストラクター 高橋 祐紀

### 十人十色

十人十色。人の持つ正義感や価値観はそれぞれに異なっていて、その違いが大きくなると人の間に対立や争いが生まれます。対立を感情に訴え行動に移すと、口喧嘩はやがて暴力になり、もしもそこに『パワー』を持つ道具や仕組み＝武器や凶器があると、さらに危険な行動へと発展する恐れがあります。争いをなくすためには、人権教育などの学びによって、人々の多様性を知り、寛容さを身に着け、思いやりを持って感情から行動への流れを緩やかにしていくことが重要です。しかしながら、それぞれの正義や価値観は、置かれた状況、生まれ育った環境、地域、国、文化、家に伝わる風習等、様々な要素によって異なるため、お互いが正義を主張しあうような場面では、争いはどうしても起きてしまいます。

### ネットのパワーの危険性

先ほど使った『パワー』という言葉。刃物や銃のような実際の凶器であればその危険性は一目瞭然ですが、その凶器に相当するものが、インターネット（以下ネット）という話になると、どこが危険なのか見えづらくなってきます。ネット講習会の中で小中学生達に「ネットにはパワーがある」と頻繁に伝えてい

ますが、そのパワーは適切に使う時にも悪意のある時にも、同様に大きな力を発揮します。そして時には、本人の自覚がなくても大きなパワーが発揮されてしまいます。例えばネットのパワーが働くと、小さな不満や個人的な感想、つぶやきさえも、巨大なホールで何万人もの人、ひとりひとりに届くような声に変わってしまうということです。

何万人もの人を収容できるホールの後ろの観客席にいて、舞台上の人の容姿やら態度やら発言やらの違和感や悪口を隣の友人に呟く。良い行為とは言えませんが、私自身も時にしていることです。これだけであれば大きな問題は起きません。ところが、そこで舞台の上に駆け上がり、大勢の観客を前にして「この人、気持ち悪いですね」と平気で言ってしまう人がいたとしたら……。ネットはそうさせてしまうパワーを持っています。しかも、それがどれだけ人を傷つける発言なのか、自分が会場全体を敵に回すかもしれない、などとは考えもしないで。なぜなら、実際に発言するのは個人の部屋のソファの上だったりするわけで、実際の会場では絶対にしない行為がネットのパワーのもとで行われてしまうのです。そして、心の中で似たようなことを思っていた人達は、次々にその仮想の舞台に上がり、「こんなやつ、いなくなればいい」などと無責任な群集となって発言を続け、自覚の弱いまま、吊し上げを行います。さらに、ネットの特徴として、発言は文字として基本的にはいつまでも残るので、発言者たちがその重大さを意識せずに発言したとしても、ネットのパワーの中で、言われた本人は自分に対する悪口や誹謗中傷を何度も何度も目にしながら、心理的にはまるですべての人が自分の悪口を言っているような錯覚に陥りながら、心を抉られていくのです。

### 紹介 高橋 祐紀 (たかはし ゆうき)さん



高橋さんは、NPO法人ぐんま子どもセーフネット活動委員会のインストラクターとして、小中学校の生徒や保護者を対象にしたネットモラル講習会で講師を務めるなど、ネットモラルの向上に尽力されています。

また、群馬藤岡GFコーチング代表として、コミュニケーション手法のセミナーなどを開催しています。

### 送信ボタンを押す前に

「送信ボタンを押すのは簡単です。でもそのボタ

ンを押す時、必ず考え想像してください。このボタンを押すことで誰かを傷つけはしないか？自分や友達の個人情報は大丈夫か？自分が加害者になったりはしないか？法律に違反するようなことはないか？自分の未来を失いはしないか？もし迷った時は、押すのはやめてください。そして、これから先いつも、送信ボタンを押す時、このことを思い出してください。」

講習会では、目の前の子ども達がネットのトラブルで傷つけあうことがないように、つらい思いをすることがないように、祈るような気持ちでそう話しています。強い悪意がある時はもちろんですが、例えば大した悪意がない時にも「正義や価値観の多様性」「表現や言論の自由」が「ネットのパワー」によって増幅され、人を傷つけ、時には人を死に追いやることを十分に知っておく必要があります。

### もう一つのパワー

世界をつなぐ通信網であるネットは、その窓口として、多くは液晶画面を通した入出力機器(最近では家電製品も)として存在します。ネットのパワーに関してもうひとつ意識しておきたいのは、窓口の裏にある機能です。ネットを利用した検索、購買、スマホ所持時の移動記録などがビッグデータとなって構築され、その膨大なデータはAIによって分析され、個人が次に何に興味を持ち、どんな行動をとるかなど高い精度を持って予測可能になっているということです。教育や犯罪抑止などにも大きく貢献するパワーですが、人々の欲望をそそるものを次々に的確に画面に表示し続け、子ども達には新しいゲームを紹介し続け、またはゲームの魅力を絶え間な



2020年11月に藤岡北中校区教育懇談会が開催され、高橋さんが、「SNSいじめとコロナウイルス～なぜ起こる？いじめ・差別・偏見～」と題して講演を行いました。

高橋さんは、「SNSでも現実でも、私たちの言葉は人を傷つけるためにあるのではない。アサーティブな社会をつくり理解し合うことが必要である。」と保護者、地域の関係者等にわかりやすく語りました。

く強くしていくことを可能にするものでもあります。

SNS、戦闘系や街造り系などのオンラインゲームを、多くの小中学生がしていて、寝る時間を割いて夜中までやっている人も沢山います。講習会では時間や場所、課金のルールを家族で決めて実行するようにと伝えていますが、ネット画面に表示される広告は非常に魅力的で、まるで湯気を立てた旨そうなど馳走を次々に目の前に並べながら「手を出してはいけません」と言っているようだと思うことがあります。ネットは販売ツールとしての強力な機能を持ち、そのパワーの前に私たちの欲望は刺激され続け、時間やお金の「自己コントロール力」を子ども達にも強く求めることとなります。この件に関しては、子ども達の睡眠不足や欲望の過度の刺激など、健康に暮らす権利に関わってきそうですが、経済発展とのバランスをどう考えるのか、安直な言葉は避け、問題提起に留めておきます。

### コミュニケーションの方法を学ぶ

ネットのパワーと誹謗中傷に関して、稚拙ながら私が思うことは、人々は多様性への寛容さを学ぶと同時に、コミュニケーションの方法を学ぶ必要があるのではないかということです。一つはディベート的なコミュニケーション。どちらの考え方や伝え方が説得力を持つかを競う知的なゲームですが、感情的に相手の存在を否定するような誹謗中傷とは相反するもので、根拠を持って批判し、お互いの主張を受け入れ合いながら論戦をするコミュニケーションです。もう一つはアサーション。話し合う前から「自分が我慢すればいい」とか「相手は勝手だ」とか決めつけるのではなく、自分も相手も大切にしながら、きちんと相手の言葉を聴いて状況を確認し、自分の気持ちをはっきりと言葉にして伝え、よりよい結果につなげていくコミュニケーションです。

ネットの誹謗中傷に対する法的な対処、冒頭に書いた正義感や価値観の多様性を受け入れるための人権教育、そしてディベートやアサーションといったコミュニケーション技術の学びをバランスよく取り入れながら、ネットのパワーに振り回されるのではなく、ネットの仕組みをゆっくりと構築しながら、そのパワーを個々の人権を認め合う手助けとして賢く活用していくことが重要であると考えます。

### 表紙について

ぐんまちゃんがシトラスリボンを持っています。シトラスリボンプロジェクトとは、だれもが新型コロナウイルス感染症に感染するリスクがある中、たとえ感染しても地域のなかで笑顔の暮らしを取り戻せることの大切さを伝え、感染された方や医療従事者が、それぞれの暮らしの場所で「ただいま」「おかえり」と受け入れられる雰囲気をつくり、思いやりがあり暮らしやすい社会を目指す、愛媛県の有志グループ「ちょびっと19+」が進めるプロジェクトです。群馬県はこのプロジェクトに賛同しています。【7ページに関連記事があります。】

## 「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」の制定と相談窓口の開設について

会員制交流サイト（SNS）などインターネット上で誹謗中傷を受けた被害者等を支援する「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」が、令和2年12月15日、群馬県議会本会議で全会一致で可決され、同月22日から施行されました。本条例の概要と条例に先だって開設されたインターネット上の誹謗中傷相談窓口について紹介します。

### 群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例の概要について

群馬県知事戦略部戦略企画課

#### 1. 制定の背景

インターネットは、誰もがあらゆる場所で世界とつながり、様々な情報を瞬時に入手し、また、情報を発信することを可能にした素晴らしいツールです。

一方で、ネット利用の際の匿名性等に由来する誹謗中傷やプライバシー侵害が安易に行われることが大きな社会問題となっています。また、ネットで世界中に発信された情報は、消去することが非常に困難であり、情報の発信者自身が意図せず加害者となるような事態も頻発しています。

そして、ネットの書き込み等で精神的に傷ついた被害者が、自殺に追い込まれてしまう悲しい事件も起きています。

このインターネット上の誹謗中傷に起因する問題に対処する群馬県独自の政策として、「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を、令和2年12月に制定しました。この問題に特化した条例としては全国初となります。

#### 2. 条例の内容

本条例では、県の責務として、①被害者を支援すること＝「被害者の相談体制の整備」、②加害者

（条例中では「行為者」と定義）を発生させないこと＝「県民のインターネットリテラシー向上」の2つを大きな柱として掲げています。

なお、条例策定の検討過程では、独自の罰則規定の必要性も検討しましたが、現行の法体系の中で、刑法に名誉毀損罪や侮辱罪等がある事等を勘案し、規定は設けていません。

#### 3. 県の取組

「相談体制」として、条例制定に先立って令和2年10月から、県庁内に「インターネット上の誹謗中傷相談窓口」を設置し、運用を始めています。

「インターネットリテラシーの向上」については、インターネットの危険性、基本的マナー等を理解し、情報を取捨選択して、インターネットを正しく活用する能力を身に付けてもらうための施策を実施します。現在、児童生徒向けの動画教材を、令和3年度に学校現場に導入することを目指し、制作を行っています。

群馬県では、今回の条例制定を契機に、全ての県民がインターネットの恩恵を享受できる、安全・安心なデジタル社会の実現を目指して、被害者支援等の取組を進めて参ります。



条例についての知事メッセージ動画や条文等の情報は県ホームページをご覧ください。右のQRコードを読み込んでご覧ください。



# インターネット上の誹謗中傷相談窓口の開設について

～ 一人で悩まずにお気軽にご相談ください～

## 相談窓口のご案内

### 相談時間

- 月曜日から金曜日の9時から17時まで  
1.相談フォーム、2.メール相談は24時間、3.電話相談は16時まで受付します。  
※土日、祝日および年末年始(12月29日から1月3日まで)はお休みさせていただきます。
- ご相談は無料です。  
(ただし、通話料、通信料は自己負担です)  
必要に応じて、弁護士による法律相談や臨床心理士による心理的ケアを受けられます。(予約制)

### 相談方法

#### 1.相談フォーム(24時間受付)

ぐんま電子申請受付システムを利用しています。入力フォームがありますので、相談に必要な事項を入力してください。右のQRコードをスマートフォン等で読み込んでも相談できます。



#### 2.メール相談(24時間受付)

メールアドレス  
**netsoudan@pref.gunma.lg.jp**

メール本文には、「氏名」「年齢」「お住まいの市町村」「電話番号」「相談内容」をご記入ください。また、「掲載のサイト」「URL」がわかればご記入ください。

右のQRコードをスマートフォン等で読み込んでも相談できます。



相談窓口アドレス

#### 3.電話相談(9時から16時まで受付)

電話番号 **027-897-2953**

相談員が、直接ご相談に対応します。

1.相談フォーム 2.メール相談では、該当する画面をスクリーンショットなどで保存し、添付していただくと相談がスムーズに進みます。また、メールの受信後、回答までに時間がかかることもありますのでご了承ください。回答は、メールまたは電話で行います。

## インターネット上の誹謗中傷被害Q&A

**Q** SNS上で誹謗中傷被害を受けています。どう対処したらよいでしょうか。

**A** SNS上で言い争ってしまうと、さらに悪化してしまう可能性もあります。まずは、ミュートやブロック等で距離を置いて冷静に対処しましょう。その上で削除依頼を検討しましょう。

**Q** 削除依頼をしたいのですが、どうすればよいでしょうか。

**A** 削除依頼の流れは次のとおりです。

- 1 該当する投稿のURLやアドレスを控える。  
スクリーンショットで画面を保存したり、動画を保存したりします。パソコン等でプリントアウトして保存することも有効です。
- 2 「通報」「報告」「お問い合わせ」など、削除依頼等ができるメニューやページを探す。
- 3 フォームに従って必要な選択、入力を行い、漏れがないか内容を確認してから送信する。  
上記の方法でも削除できない場合があります。その場合は、相談窓口の相談員にご相談ください。

**Q** 書き込みをした人を特定したいのですが、どのようにしたらよいでしょうか。

**A** 削除依頼だけでは解決せず、匿名の発信者を特定したい場合、発信者の情報(住所・氏名等)について、プロバイダに対して情報の開示を求めることができます。この発信者情報開示請求は、法的知識が必要となりますので相談窓口の相談員にご相談ください。必要に応じて、弁護士相談を紹介します。

**Q** ネット上の掲示板に自分の名前、住所、写真などの個人情報が載せられてしまいました。どう対処したらよいでしょうか。

**A** ネット上の情報は、世界中のどのような人でもアクセスすることができます。いったん個人情報がネット上に掲載されると、多くの人がある情報を見ることがとなり、情報が広がる恐れがあります。無断で掲載された場合、プライバシー侵害にもあたりますので、一刻も早く削除依頼を検討しましょう。

**Q** 誹謗中傷の書き込みにより、精神的に傷ついてしまいました。話を聞いてくれますか。

**A** 一人で悩まずに、まずはお気軽に相談窓口にご相談ください。必要に応じて、臨床心理士によるカウンセリングを紹介いたします。

# 新型コロナウイルス感染症と人権への配慮

昨年から私たちの生活に大きな影響をもたらしている「新型コロナウイルス感染症」は、今なお世界中で猛威を振っています。こうした中、感染者やその家族、医療従事者に対して、誹謗中傷や不当な差別など人権に関わる問題が起きています。第2特集では、「新型コロナウイルス感染症と人権」について考えてみましょう。

## 偏見や差別はなぜ起こる

目に見えない未知のウイルスは、人々の心に「不安」や「恐れ」を抱かせます。この見えないウイルスへの不安が、特定の対象を見える敵と見なして嫌悪の対象とします。そして、嫌悪の対象を偏見・差別し遠ざけることで、人はつかの間の安心感が得られます。

こうして、偏見や差別が起こるのです。まさに、ウイルスが人の心や行動を支配しています。

見えない敵（ウイルス）への不安

敵はウイルス

特定の対象を見える敵と見なして  
嫌悪の対象とする

敵がすり替わってしまう

嫌悪の対象を偏見・差別し遠ざける  
ことでつかの間の安心感を得られる

本当の敵が見えなくなる

## ハンセン病を知っていますか

ハンセン病は「らい菌」による感染症ですが、感染力は弱く、現代では感染することも発病することもほとんどありません。かつては恐ろしい伝染病であると考えられ、ハンセン病患者やその家族は偏見や差別の対象とされることがありました。また、「らい予防法」により、患者は療養所に隔離され、「無らい県運動」という名のもとにハンセン病は恐ろしいというイメージが植え付けられ、偏見や差別を助長していきました。

「らい予防法」は平成8年にようやく廃止されましたが、ハンセン病患者・元患者や家族に対する差別や偏見は根強く残っています。

本県には、草津町にハンセン病療養所「栗生<sup>くしゅう</sup>楽<sup>らく</sup>泉<sup>せん</sup>園<sup>えん</sup>」があります。これを機会にハンセン病やその歴史を学んでみませんか。

## 偏見や差別を防ぐためにできること

### 1 正しい知識・情報を得る

偏見や差別を防ぐには、感染症に対する正しい理解が重要です。改めて新型コロナウイルスについて確認しましょう。

#### ○新型コロナウイルスとは

コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスがあり、現在流行しているのが「新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)」で、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の原因とされています。

ウイルスは自分自身で増えることができず、粘膜などの細胞に付着して入り込み増えます。健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われています。表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいますが、付着する物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われています。流水と石けんでの手洗いや手指消毒用アルコールによって感染力を失わせることができます。

#### ○どうやって感染するの？

現時点では、飛沫感染(ひまつかんせん)と接触感染の2つが考えられます。

##### (1) 飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳(せき)、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。

##### (2) 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れると感染者のウイルスが付きまします。未感染者がその部分に接触すると感染者のウイルスが未感染者の手に付着し、感染者に直接接触しなくても感染します。

## ○新型コロナウイルスに感染しないようにするために

人と人との距離をとること、外出時はマスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心がける、さらに家やオフィスの換気を十分にする、十分な睡眠などで自己の健康管理をしっかりする等で、自己のみならず、他人への感染を回避することができます。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることをできるだけ避けましょう。

## 2 不安をあおらない

新型コロナウイルスは目に見えません。分からないことが多いため、強い不安や恐れを感じ、振り回されてしまうことがあります。不安や恐れは身を守るために必要な感情ですが、私たちから力を奪い、冷静な対応ができなくなることもあります。

そして、不安をあおることは病気に対する偏見や差別を強めることになります。差別を受けるのが怖くて、熱や咳があっても受診をためらい、結果的に感染拡大を招くことにもなります。

## ○まずは冷静になる。不確かな情報は流さない SNS等で事実でない誤った情報が拡散される

ことにより、不安が不安を呼ぶ状況が見られます。まずは冷静になり、不確かな情報は流さないようにしましょう。そして、公的機関などの確かな情報に基づいて行動するようにしてください。

## 3 思いやりの気持ちを持つ

### ○感染者を非難しない

感染は誰にでも起こる可能性があり、感染者は非難される対象ではなく、守られるべき存在です。「自分が感染したら…」と考えた時に、他の人からされたら嫌だと思ふ事は他人にもしない、という気持ちをもって温かく接しましょう。そして、感染者の家族、職場などに対する差別的言動はやめましょう。

### ○医療従事者や暮らしを支えている人たちに感謝する

ウイルスと向き合いながらも、私たちの命と健康を守る医療従事者、福祉施設で働く職員、物流・販売に携わる人など、社会を支える人たちに感謝と思いやりの気持ちで接しましょう。

参考 厚生労働省、日本赤十字社のホームページ

## みんなで広げよう！ シトラスリボンプロジェクト

シトラスリボンプロジェクトは、愛媛県特産の柑橘にちなみ、シトラス色のリボンを身につけて、「ただいま」「おかえり」の気持ちを表す活動です。温かい雰囲気の中になれば、安心して検査を受けることができ、感染拡大を防ぐことにもつながり、感染者への偏見や差別を防ぐことができるものとして、全国に取組の輪が広がっています。

このシトラスリボンプロジェクトの活動は、県内でも広がりを見せています。前橋市在住で、手芸教室やSNSを通じてプロジェクトを応援している、遠山千枝美さんの活動を紹介します。

### どんな活動をしていますか？

いつも使っている平たい紙バンドで作った「紙バンドシトラスリボン」を、教室の生徒さんとシェアしたり、リボンの作り方をSNSで発信したりしています。

### 取り組んだきっかけは何ですか？

テレビのニュースで見たのがきっかけです。このリボンをさりげなくつけることで、お互いにほっこりとした気持ちが芽生えるような気がします。

### 活動して良かったことは？

問合せをいただいたり、学校でも取り組んでいたりと、想いが広まっていると実感しています。多くの方々プロジェクトを知り、想いをさらに伝えていただけてると思うと、活動して良かったなと思っています。



遠山さん

### 紙バンドシトラスリボン



シトラスリボンのそれぞれの輪は、「地域」「家庭」「職場（または学校）」を表現しています。

## ■ 令和2年度 人権啓発展 in ぐんま 開催

令和2年12月1日(火)～2日(水) 群馬県庁1階県民ホール

本県では、一人ひとりが等しく尊重される社会の実現に向けて、12月の人権週間にあわせ人権啓発展に関する行事を行っています。今年度は新型コロナウイルス感染症の感染対策のため規模を縮小して「令和2年度人権啓発展inぐんま」を開催しました。



当日は、あかぎ団による人権啓発展メッセージの動画放映や、パネル展示コーナーでは、法務局「考えようみんなの人権」、県いじめ防止ポスター優秀作品展示、犯罪被害者等支援展示、性的少数者に関する展示や啓発展資料の配布等が行われました。

## ■ ぐんまパートナーシップ宣誓制度の導入

「すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型社会」の実現に向けた取組の一環として、性的マイノリティのカップルが、お互いを人生のパートナーとして宣誓し、それを県が公に証明する「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

この宣誓制度を導入することで、性的マイノリティの方々に対する理解が一層進むとともに、今回の取り組みが、性的マイノリティの方々にとって、「自ら思い描く人生を生きる」、その一助になることを期待しています。

### ぐんまパートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的マイノリティである2人が、お互いの人生において協力して継続的に生活を共にすることを約束した宣誓書を県に提出し、県が受領カード(右図)を交付します。

受領カードを取得すると、公営住宅の入居の申し込みや医療機関での家族同様の面会等の際に利用できます。また、希望者には「ぐんま結婚応援パスポート(通称:コンパス)」を交付します。

なお、婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありません。

### ■ 性的マイノリティに対する偏見差別をなくしましょう。

性的マイノリティとは、性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者等をいいます。「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対する偏見や差別に苦しんだり、からだの性とこころの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない言動に苦しんでいる人々がいます。

こうした性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。



ぐんまパートナーシップ  
宣誓書受領カード

\_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 様



ぐんまパートナーシップ宣誓制度実施  
要綱の規定に基づき、パートナーシップ  
の宣誓をされたことを証します。

年 月 日 群馬県知事 山本一太

受領カード表面

このカードは、群馬県として、お二人が互いを人生のパートナーとし日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証するものです。

お二人が自ら思い描く人生を歩まれ、いきいきと輝き活躍されることを期待します。

このカードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

.....  
特記事項

受領カード裏面

### あとかぎ

今回は「インターネットと人権」、「新型コロナウイルス感染症と人権」について特集しました。いずれの場合も「相手のことを考えて行動すること」が大切です。みなさんとともに少しでも一人ひとりの人権を大切にす雰囲気を高めていければと思います。(く)

絆 きずな  
[kizuna]

ぐんま人権情報誌

**VOL.26**  
2021

●発行/群馬県生活こども課人権男女共同参画室  
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号  
TEL.027-897-2687(直通) FAX.027-221-0300